

○さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会規則

平成26年3月25日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第8条第7項の規定に基づき、さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和5年規則9号〕）

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長が急施を要すると認めたとき、又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

(除斥)

第4条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が代表者その他これに準じる者である法人その他の社団又は財団に係る事件については、会議に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健衛生局において処理する。

(一部改正〔令和5年規則9号〕)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第9号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。